

○保険契約等に関する権利の評価に関する所得税基本通達の解説

【改正（下線部）】

（保険契約等に関する権利の評価）

36-37 使用者が役員又は使用人に対して生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約（以下「保険契約等」という。）に関する権利を支給した場合には、その支給時において当該保険契約等を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額。以下「支給時解約返戻金の額」という。）により評価する。

ただし、次の保険契約等に関する権利を支給した場合には、それぞれ次のとおり評価する。

(1) 支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利（法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、当該支給時資産計上額により評価する。

(2) 復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利（元の契約が法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、支給時資産計上額に法人税基本通達9-3-7の2の取扱いにより使用者が損金に算入した金額を加算した金額により評価する。

（注）「支給時資産計上額」とは、使用者が支払った保険料の額のうち当該保険契約等に関する権利の支給時の直前において前払部分の保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金等で処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいう。

附 則

（経過的取扱い）

この法令解釈通達による改正後の所得税基本通達は、令和3年7月1日以後に行う保険契約等に関する権利の支給について適用し、同日前に行った保険契約等に関する権利の支給については、なお従前の例による。

【解説】

1 使用者が、契約者として保険料を払い込んでいた場合において、その契約者としての地位（権利）や保険金受取人としての地位（権利）を、役員又は使用人（以下「役員等」という。）に支給するような場合がある。

本通達は、使用者が、役員等に対して保険契約上の地位（権利）を支給した場合の当該地位（権利）の評価の方法を定めたものである。

（注）ここでいう使用者は、法人又は個人事業者を問わない。

2 本通達の前段では、保険契約上の地位（権利）について、原則として、その支給時において当該保険契約等を解約した場合に支払われる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額。以下「支給時解約返戻金の額」という。）により評価することを明らかにしている。

（注）前納保険料とは、解約時に解約返戻金とともに保険会社から返還される保険料をいう。

3 保険契約上の地位（権利）は、上記2のとおり、「支給時解約返戻金の額」で評価することが原則であるが、「低解約返戻金型保険」など解約返戻金の額が著しく低いと認められる期間（以下「低解約返戻期間」という。）のある保険契約等については、第三者との通常の取引において低い解約返戻金の額で名義変更等を行うことは想定されないことから、低解約返戻期間の保険契約等については、「支給時解約返戻金の額」で評価することは適当でない。

法人税基本通達では、法人の期間損益の適正化を図る観点から、法人が最高解約返戻率の高い保険契約等を締結している場合には、支払保険料の一部を資産に計上する取扱いが定められており、本取扱いの資産計上額は、各保険商品の解約返戻金の実態を精査したうえで、納税者の事務負担や計算の簡便性を考慮した最高解約返戻率に基づく一定の割合から算出した金額としており、低解約返戻期間においては保険契約等の時価に相当するものと評価できる。

したがって、使用者が低解約返戻期間に保険契約上の地位（権利）を役員等に支給した場合には、次により評価することとし、その旨を本通達の後段で明らかにしている。

(1) 支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利を支給した場合には、支給時資産計上額により評価する。

(2) 復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利を支給した場合には、支給時資産計上額に法人税基本通達9-3-7の2の取扱いにより使用者が損金に算入した金額を加算した金額により評価する。

(注) 低解約返戻期間については、支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額よりも低い期間とすることも考えられるが、保険商品の実態や所得税基本通達39-2の取扱いを踏まえ、支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である期間を低解約返戻期間と取り扱うこととしている。

4 上記3(1)の取扱いについて、対象とする保険契約等は法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限ることとしている。

したがって、法人税基本通達9-3-6その他法人税基本通達の取扱いにより法人税基本通達9-3-5の2の取扱いを適用するとされている保険契約等は上記3(1)の取扱いの対象となるが、法人税基本通達9-3-4(1)と9-3-5の2の取扱いの選択適用が認められている組込型保険については、使用者が継続して法人税基本通達9-3-4(1)の取扱いにより支払保険料を処理している場合には、上記3(1)の取扱いの対象とならず、支給時解約返戻金の額で評価することとなる。

5 上記3(2)の取扱いについて、保険契約等では、「保険契約等は維持したいが、保険料の負担が難しい者」への対応として、「保障内容が低く、追加保険料が発生しない保険契約等」（払済保険）に変更することができる場合があり、この払済保険については、一定期間、元の契約に戻す（復旧する）ことができる場合がある。

保険契約等を払済保険に変更した場合、法人税基本通達9-3-7の2では、資産計上額と解約返戻金の額との差額を益金の額又は損金の額に算入するとされており、使用者の資産計上額が解約返戻金の額に洗替えされることとなる。

改正後の本通達では、低解約返戻期間における保険契約等について、支給時資産計上額で評価しているが、復旧することのできる低解約返戻金型保険を低解約返戻期間に払済保険

に変更して役員等に支給した場合、支給時資産計上額は低い解約返戻金の額に洗替えされることから、上記3(1)の取扱いの抜け穴となるおそれがある。

したがって、復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利を役員等に支給した場合には、支給時資産計上額に使用者が法人税基本通達9-3-7の2の取扱いにより、損金に算入した金額を加算した金額（元の契約の資産計上額）で評価することとしている。

（注）復旧することのできる払済保険に類する保険契約等とは、保険契約等を変更した後、元の保険契約等に戻すことのできる保険契約等の全てが含まれる。

6 本通達における「支給時資産計上額」は、使用者が支払った保険料の額のうち保険契約上の地位（権利）の支給時の直前において前払保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額としている。

使用者が、前払保険料として資産に計上すべき金額については、年払保険料を期間対応で処理する場合と短期の前払保険料として処理する場合（法人税基本通達2-2-14）で金額が異なることとなるが、支給時資産計上額は、使用者が選択した経理方法によって資産に計上している金額として差し支えない。

また、預け金等で処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額が支給時資産計上額とされているが、この加算する金額には、据置保険金など保険契約上の地位（権利）の支給により、役員等に移転する全ての経済的利益が含まれることとなる。

7 なお、法人が他の法人に名義変更を行うなど法人が他の法人に保険契約上の地位（権利）を移転した場合の当該地位（権利）の評価についても、本通達に準じて取り扱うこととなる。